

湊健康増進センターの利用方法について

白山市湊健康増進センターの利用方法について

○開館時間について

・午前 9 時から午後 9 時まで

(トレーニングルームの開館時間は、午前 10 時から午後 8 時 30 分まで)

○休館日

・日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

○貸館のお申込

①お申込方法

白山市湊健康増進センター所定の用紙に必要事項を記入しお申込下さい。

・申請書ダウンロード

なお、原則として、ファックス・郵送での申し込みは出来ません。

②お申込の受付期間

原則として、使用希望日の 6 ヶ月前の日に属する月の初日から受付します。

(電話での仮予約は受付をしていますが、申請書が出てきた順番に受付を行いません。)

③受付時間

午前 9 時～午後 17 時(土曜日を除く)

④使用料のお支払

使用料は使用許可の際に納付していただきます。ただし、附属設備等の使用料は使用後に納付していただきます。

⑤使用時間

使用時間には、準備、入場及び退場後片付け時間を含みますので、時間内に全て終了するように厳守して下さい。

⑥使用の制限

次の場合は使用の許可は出来ません。

・秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行なう恐れがある組織の利益になると認められるとき

・会館の管理運営上支障があると認められるとき。

・感染症の疾患があると認められる時。

・会館の職員の指示に従わない者。

・その他、使用をさせることが適当ではないと認められるとき。

⑦使用の取り消し等

次の次号のいずれかに該当するに至った時は、その使用条件を変更、もしくは使用中止し、使用許可を取り消します。

- ・前記の使用を許可できない場合に該当すると認められるに至った時。
- ・白山市健康増進センター条例および規則に違反したとき。
- ・使用の申請に偽りがあったとき。
- ・使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- ・使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

⑧使用の変更・中止

使用のお申込後、使用者の都合で内容を変更したり、中止したりする場合は速やかに届けて下さい。また、すでに納入された使用料は還付いたしません。ただし、使用者の責任ではない理由により、会館を使用できないときは、規定の定めにより使用料を還付します。

⑨事前打ち合わせ

健康増進センターを利用される際に、会場のレイアウトや設備などを事前に職員と打ち合わせを行なわなければならない。

⑩使用上の注意事項

- ・使用者は、会館の使用を終えたときは、原状に回復をお願いいたします。
- ・使用者が、会場使用中、会館利用中に建物及び器具などを損傷したり、なくしたりした場合に関しては、賠償をしていただきます。

健康増進センタートレーニングルームについて

①使用方法について

- ・トレーニングルームを使用する際は、必ず講習を受け使用するようお願いいたします。
- ・講習は完全予約制になっております。講習日は、火・木・土の 10:30～と 13:30～となっております。

②使用上の制限について

- ・トレーニングルームを利用する際に、血圧 150 以上にあてはまる方に関しては、当日のトレーニングルームの利用を制限することがあります。
- ・トレーニング機器の無理な使用方法、過度な使用方法の場合は、利用を制限する場合があります。

健康増進センター利用料に関して

- 健康増進センター利用料に関して(別表を参照)
- トレーニングルーム利用料に関して(別表を参照)